

「電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針」の公表について

株式会社南都銀行（頭取 橋本 隆史）は、「銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十九号）」に基づき、「電子決済等代行業者^{※1}との連携および協働にかかる方針」について別添のとおり公表いたします。

当行は、API^{※2}を通じた電子決済等代行業者との連携および協働により、お客さまの安心と安全の確保と、利便性の向上に努め、新しい価値創造に取り組んでまいります。

※1 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法第二条第十八項に定める事業者。

※2 Application Programming Interface の略。アプリケーションから、外部システム等の機能呼び出しを利用するための、橋渡し（インターフェース）となる仕組み。

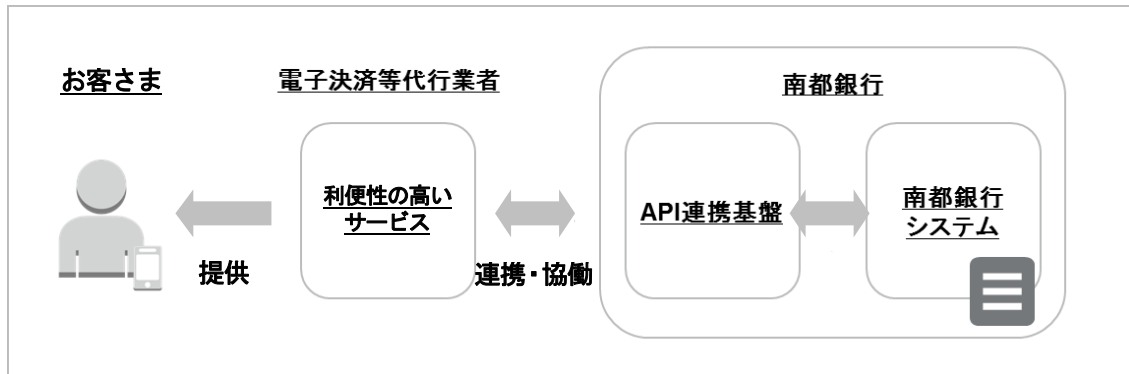
【本件に関するお問合せ先】 経営企画部 あべ きたえ 阿部、北江 TEL 0742-27-1552

電子決済等代行業者との連携および協働にかかる方針

①基本方針

株式会社南都銀行（以下、「当行」といいます。）は、API^{※1}を通じた電子決済等代行業者^{※2}との連携および協働により、お客さまの安心と安全の確保と、利便性の向上に努め、新しい価値創造に取り組んでまいります。

・電子決済等代行業者との連携イメージ



②更新系（資金移動等）や参照系（口座情報等）の体制整備

(ア) 更新系API（資金移動等）への対応

電子決済等代行業者と更新系のAPI連携を可能とするため、2019年12月までに体制を整備し公開を予定しております。

(イ) 参照系API（口座情報等）への対応

電子決済等代行業者と参照系のAPI連携を可能とするため、2018年12月までに体制を整備し公開してまいります。

③システムの設計や保守等の整備

当行のAPIにかかるシステムの仕様は、一般社団法人 全国銀行協会が公表している「オープンAPIのあり方に関する検討会報告書ーオープン・イノベーションの活性化に向けてー」（2017年7月13日）記載のAPI仕様標準、セキュリティ原則に則り、構築いたします。

なお、API連携基盤に関する設計、運用および保守は、日本アイ・ビー・エム株式会社に委託しております。

④電子決済等代行業者との連携を行う部門

当行の電子決済等代行業者との連携および協働にかかる業務を行う部門の名称および連絡先は、以下のとおりです。

南都銀行 経営企画部 0742-27-1552 メールアドレス：it-souki@nantobank.co.jp

※1 Application Programming Interface の略。アプリケーションから、外部システム等の機能呼び出しして利用するための、橋渡し（インターフェース）となる仕組み。

※2 銀行法等の一部を改正する法律（平成二十九年六月二日公布）による改正後の銀行法第二条第十八項に定める事業者。